特別徴収税額（給与所得／退職所得）の納期の特例に関する申請書

<table>
<tr><td rowspan="3">西目屋村長殿

年　月　日提出</td><td>住所又は所在地</td><td colspan="3"></td><td>法人番号</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3"></td><td>指定番号</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">電話番号</td></tr>
<tr><td>本店もしくは主たる事業所の所在地</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">経理担当者</td></tr>
<tr><td colspan="7">地方税法第321条の5の2第1項（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む）の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。</td></tr>
<tr><td colspan="7">特例の適用を受けようとする税額　　年　　月以降に支給する給与所得・退職所得から徴収する税額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額
（常は常時勤務者、臨は臨時雇用者）</td><td>年　月</td><td>常　人
臨　人</td><td>円
円</td><td>年　月</td><td>常　人
臨　人</td><td>円
円</td></tr>
<tr><td>年　月</td><td>常　人
臨　人</td><td>円
円</td><td>年　月</td><td>常　人
臨　人</td><td>円
円</td></tr>
<tr><td>年　月</td><td>常　人
臨　人</td><td>円
円</td><td>年　月</td><td>常　人
臨　人</td><td>円
円</td></tr>
<tr><td>最近において村税の滞納、納付遅延があり、それがやむを得ない理由がある場合はその理由の詳細</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>この申請書を提出した日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無</td><td colspan="2">有　・　無</td><td>取消通知年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
</table>

申請についての説明及び注意

申請の承認を受けようとする特別徴収義務者は

1. 給与の支払いを受ける者が常時10人未満であること。
2. 村税の滞納、納付の遅納のないこと（やむを得ないと認められる場合を除く）。
3. この申請書を提出した日以前、1年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。

以上の要件に該当し、承認を受けた以後に給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合は、速やかにその旨を村長に届け出なければなりません。